

里庄町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年4月10日（木）午後2時00分から午後3時00分
2. 開催場所 里庄町役場 2階 第2会議室
3. 出席委員 10人

出席委員及び欠席委員の番号、氏名

職 名	番号	氏 名	出欠の別	職 名	番号	氏 名	出欠の別
委 員	1	岡村 咲津紀	出	会長職務代理者	8	平野 耕平	出
〃	2	高田 卓司	〃	委 員	9	平野 俊一	欠
〃	3	高田 光國	〃	会 長	10	吉田 龍平	出
〃	5	辻田 樫市	〃	推進委員	1	遠藤 和宏	欠
〃	6	中務 智紀	〃	〃	2	大内 紀章	出
〃	7	仁科 義弘	〃	〃	3	神原 公子	〃

4. 欠席委員 2人

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会議書記の指名

日程第3 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の承認について

議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について

6. 会議の概要

議 長

ただ今から令和7年第4回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、農業委員8名、推進委員2名の計10名であり、総会開催の定足数に達しており総会は成立しております。

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、5番 辻田 檉市委員、6番 中務 智紀委員にお願いいたします。

議事日程第2の会議書記の指名を行います。

本日の会議書記には農業委員会事務局職員の●●氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

今回上程されています、議案第7号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは議案第7号について、ご説明いたします。

整理番号は、91でございます。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人、●●●●さん、

譲渡人、●●●●さんです。

申請地は1筆で、地目は田、面積は680㎡です。

本件は売買による農地取得で、二人の関係は他人です。

今回、譲受人が増反を目的に、所有権を取得するため申請が行われました。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、当該農地を継続的に利用することができるかどうかなど、許可要件は満たしていると思われま。

以上です。

議 長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について、

●番 ●●●●委員よりご報告します。

● 番

申請地は、●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。

譲受人が増反を目的に申請がありました。

譲渡人が、今後維持管理していくのが難しいということで、譲受人との間で話がまとまったもので、特に問題ないと思います。

以上です。

議 長 ただいまの事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等
ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第7号、整理番号91は、許可と決定
します。

続きまして、

整理番号92について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号は、92でございます。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可
申請でございます。

譲受人、●●●●さん、

譲渡人、●●●●さんです。

申請地は1筆で、地目は畑、面積は308㎡です。

本件は売買による農地取得で、二人の関係は他人です。

今回、譲受人が増反を目的に、所有権を取得するため申請が行われまし
た。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時
従事するか、当該農地を継続的に利用することができるかどうかなど、許
可要件は満たしていると思われます。

以上です。

議 長 事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について、

●番 ●●●●委員よりご報告します。

● 番 申請地は、●●に位置し、現在、一部耕作されている状況です。

譲受人が増反を目的に申請がありました。

譲渡人が、今後維持管理していくのが難しいということで、譲受人との
間で話がまとまったもので、特に問題ないと思います。

以上です。

議 長 ただいまの事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等
ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第7号、整理番号92は、許可と決定します。

議 長

続きまして、

整理番号93について、事務局より説明をお願いします。

事務局

整理番号は、93でございます。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人、●●●●さん、

譲渡人、●●●●さんです。

申請地は4筆で、地目は全て畑、面積は合計で661㎡です。

本件は売買による農地取得で、二人の関係は他人です。

今回、譲受人が増反を目的に、所有権を取得するため申請が行われました。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、当該農地を継続的に利用することができるかどうかなど、許可要件は満たしていると思われます。

なお、譲受人からの聞き取りでは、譲受人は少し遠方に住まれている方ですが、不動産会社を通してこの度、空き家とその周辺農地を取得する見込みとのことで、空き家はセカンドハウスのような形で休日に利用し、その中で農業を行っていくと聞いています。

以上です。

議 長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について、

●番 ●●●●委員よりご報告します。

● 番

申請地は、●●に位置し、現在、耕作していない状況です。

譲受人が増反を目的に申請がありました。

譲渡人が、今後維持管理していくのが難しいということで、不動産会社が仲介し、譲受人との間で話がまとまったもので、特に問題ないと思います。

以上です。

議 長

ただいまの事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第7号、整理番号93は、許可と決定します。

続きまして、

整理番号95について、事務局より説明をお願いします。

事務局

整理番号は、95でございます。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人、●●●●さん、

譲渡人、●●●●さんです。

申請地は1筆で、地目は田、面積は373㎡です。

本件は贈与による農地取得で、二人の関係は兄弟です。

今回、譲受人が増反を目的に、所有権を取得するため申請が行われました。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、当該農地を継続的に利用することができるかどうかなど、許可要件は満たしていると思われます。

以上です。

議長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について、

●番 ●●●●委員よりご報告します。

●番

申請地は、●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。

譲受人が増反を目的に申請がありました。

譲渡人が、今後維持管理していくのが難しいということで、譲受人との間で話がまとまったもので、特に問題ないと思います。

以上です。

議長

ただいまの事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第7号、整理番号95は、許可と決定します。

続きまして、議案第8号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案第8号について、ご説明いたします。
整理番号は、94でございます。
本件は、農地の使用目的の変更、及び、所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。
譲受人、●●●●さん、
譲渡人、●●●●さんです。
申請地は、農業振興地域内の青地区域にあり、1筆で、地目は畑、面積は9.92㎡です。
今回、譲受人が農地への進入路として利用することを目的に申請が行われました。
この農地は、農振農用地区域の青地区域となっており、通常、転用は許可できないこととなっていますが、ケースによっては例外的に許可をすることができる場合があります。この度の転用行為は、農業用施設として位置づけられる農地への進入路の整備であり、許可をすることができる転用行為であると判断します。
以上です。

議 長 事務局からの説明が終わりました。
次に、現地調査の結果について、
● 番 ●番 ●●●●委員よりご報告します。
申請地は、●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。
隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、隣接地の方が申請地より高くなっているため、流出することはないと判断します。
雨水については、既設水路へ放流します。
生活排水については、進入路のみの整備であるためありません。
近隣農地への日照及び通風の影響については、進入路のみの整備であるため、影響はないと判断します。
以上です。

議 長 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。

事務局 農地の区分は、第2種農地と判断しております。
転用目的は、農地への進入路の整備であり、適当であると考えます。
資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、また、必要な資金額についても適当であると考えます。
転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無でございますが、農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、存在しないと判断

します。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、申請者から聴取した結果、許可後速やかに施工したいとの事であり、問題ないと考えております。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかった時又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、これらの条件は該当しないと考えております。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、申請書等の内容を確認したところ適正であると考えます。

転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないこととなっていますが、本件は特に支障がないと判断します。

また、今回の転用は、集団農地の分断には当たらないと判断します。

以上です。

議 長 ただいまの事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第8号、整理番号94は、許可と決定します。

続きまして、

整理番号96について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号は、96でございます。

本件は、農地の使用目的の変更、及び、使用貸借に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

使用借人、●●●●さん、

使用貸人、●●●●さんです。

申請地は、農業振興地域内の白地区域にあり、1筆で、地目は田、面積は294㎡です。

今回、譲受人が個人住宅の建築を目的に申請が行われました。
以上です。

議 長 事務局からの説明が終わりました。
次に、現地調査の結果について、
● 番 ●●●●委員よりご報告します。

● 番 申請地は、●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。
隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、隣接地との境界部分に擁壁を設置することにより、隣接地へ土砂が流出しないように計画されています。
雨水については、敷地内に設置した集水桝から道路側溝に接続します。
生活排水については、合併浄化槽へ接続し処理する予定です。
近隣農地への日照及び通風については、一般的な平屋建て住宅であるため問題はないと判断します。
以上です。

議 長 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。

事務局 農地の区分は、第2種農地と判断しております。
転用目的は、個人住宅の建築であり、適当であると考えます。
資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。
以上です。

議 長 ただいまの事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ございますか。
質問、意見等はございませんか。
(質問、意見なし)
許可することに、賛成の農業委員の方は挙手願います。
(全員挙手)
全員賛成でございますので、議案第8号、整理番号96は、許可と決定します。

事務局 続きまして、整理番号97について、事務局より説明をお願いします。
整理番号は、97でございます。
本件は、農地の使用目的の変更、及び、使用貸借に係る農地法第5条に基づく申請でございます。
使用借人、●●●●さん、
使用貸人、●●●●さんです。

申請地は、農業振興地域内の白地区域にあり、1筆で、地目は田、面積は399㎡です。

今回、使用借人が個人住宅の建築を目的に申請が行われました。
以上です。

議 長 事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について、

● 番 ●●●●委員よりご報告します。

● 番 申請地は、●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、隣接地との境界部分にはコンクリート擁壁を設置し、隣接地へ土砂が流出しないように計画されています。

雨水については、敷地内に設置した集水桝から雨水管へ接続します。

生活排水については、公共下水道へ接続し処理する予定です。

近隣農地への日照及び通風については、一般的な住宅ですので、問題はないと判断します。

以上です。

議 長 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。

事務局 農地の区分は、第3種農地と判断しております。

転用目的は、個人住宅の建築であり、適当であると考えます。

資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。

以上です。

議 長 ただいまの事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第8号、整理番号97は、許可と決定します。

以上をもちまして、令和7年第4回総会を閉会いたします。